

改正案

現行

<p>（組合員による責任追求の訴えの提起の請求方法）</p> <p>第十六条 法第二十条、第四十条及び第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（組合が責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第十七条 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、発起人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由</p>	<p>（責任追及の訴えの提起の請求方法）</p> <p>第十六条 法第二十条、第四十条及び第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第十七条 法第二十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 発起人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 発起人に責任又は義務があると判断した場合において、発起人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由</p>
---	--

(子会社)

第十九条の二 法第三十一条第五号に規定する内閣府令で定めるものは、同号に規定する組合が他の会社等(会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第二条第三項第二号(定義)に規定する会社等をいう。以下この条において同じ。)の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ)。

一 他の会社等(次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ)の議決権の総数に対する自己(その子会社(法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。)及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。)を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

(新設)

- 
- 八 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- 二 その他イから八までに掲げる会社等に準ずる会社等
- 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）
- (2) 自己の使用人
-

(3) (1)から(2)までに掲げる者であつた者

八 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。二において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（総資産額）

第十九条の三 法第三十一条第五号イに規定する内閣府令で定める方は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日）当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日時から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時（をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもつて組合の総資産額

（新設）

とする方法とする。

一 出資金の額

二 剰余金の額

三 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組合の成立の日。以下この条において同じ。）における評価・換算差額等に係る額

四 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

五 最終事業年度の末日後に吸収合併（法第四十五条の三第一項の規定による合併のうち、法第四十五条の六第一項の規定による合併以外の合併をいう。）をしたときは、当該行為により承継又は譲受けをした負債の額

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第三十一条第五号に規定する譲渡をする組合が法第四十五条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により解散をする組合である場合における法第三十一条第五号イに規定する内閣府令で定める方法は、法第四十八条において読み替えて準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもつて組合の総資産額とする方法とする。

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条 法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 （略）

（報酬等の額の算定方法）

第二十三条 法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 （略）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する理事 六

(2) 組合の業務を執行した理事(1に掲げるものを除く。)

四

(3) (1)及び(2)に掲げる理事以外の理事又は監事 二

(削る)

2 | (略)

(組合が責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第二十六条 法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(株主による責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての第十六条第一号に

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する理事 六

(2) 組合を代表する理事以外の理事(組合員以外の理事を除く。)

四

(3) 組合員以外の理事又監事 二

2 | 法第三十八条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する理事は、次に掲げるものとする。

一 組合を代表する理事

二 当該組合の業務を執行した前号に掲げる理事以外の理事

3 | (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二十六条 法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 役員<sup>イ</sup>の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、役員  
の責任を追究する訴えを提起しないときは、その理由

(事業報告及びその附属明細書の監査報告の内容)

第四十三条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは  
、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない  
。

一～五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するもの  
に限定する旨の定款の定めがある組合の監事は、同項各号に掲げる  
事項に代えて、事業報告を監査する権限がないことを明らかにした  
監査報告を作成しなければならない。

(清算をする組合の監査報告)

第六十七条 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十  
五条第一項(貸借対照表等の監査等)の規定による監査については  
、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するもの  
に限定する旨の定款の定めがある清算をする組合の監事は、同項第  
三号及び第四号に掲げる事項に代えて、これらの事項を監査する権  
限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

三 役員に責任又は義務があると判断した場合において、役員

の責任を追究する訴えを提起しないときは、その理由

(事業報告及びその附属明細書の監査報告の内容)

第四十三条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは  
、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない  
。

一～五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するもの  
に限定する旨の定款の定めがある組合の監事は、前項各号に掲げる  
事項に代えて、事業報告を監査する権限がないことを明らかにした  
監査報告を作成しなければならない。

(清算をする組合の監査報告)

第六十七条 法第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十  
五条第一項(貸借対照表等の監査等)の規定による監査については  
、この条の定めるところによる。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するもの  
に限定する旨の定款の定めがある清算をする組合の監事は、前項第  
三号及び第四号に掲げる事項に代えて、これらの事項を監査する権  
限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

4  
7 (略)

(報酬等の額の算定方法)

第七十三条 法第四十八条第二項において準用する法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該清算人がその職に就いていた年数(当該清算人が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する清算人 六

(2) 組合の業務を執行した清算人(1)に掲げるものを除く。)

四

(3) (1)及び(2)に掲げる清算人以外の清算人又は監事 二

(削る)

4  
7 (略)

(報酬等の額の算定方法)

第七十三条 法第四十八条第二項において準用する法第三十八条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ (略)

ロ 当該清算人がその職に就いていた年数(当該清算人が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 組合を代表する清算人 六

(2) 組合を代表する清算人以外の清算人(組合員でない清算人を除く。) 四

(3) 組合員でない清算人又は監事 二

2 | 法第四十八条第二項において準用する法第三十八条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する清算人は、次に掲げるものとする。

一 組合を代表する清算人

二 組合を代表する清算人以外の清算人であつて、清算人の過半数をもつて組合の清算業務を執行する清算人として選定されたもの

三 当該組合の清算業務を執行した前号以外の清算人



2 | (略)

(組合が責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)

第七十四条 法第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(株主による責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 法第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定に係る訴えについての第十六条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、清算人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

3 | (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第七十四条 法第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 清算人の責任又は義務の有無についての判断

三 清算人に責任又は義務があると判断した場合において、清算人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由